

法人会 豊田だより

法人会
消費税期限内納付
推進運動

省資源・環境保護に努めましょう！
この冊子は再生紙を使用しています。
ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

社団法人豊田法人会／会報第115号

下山
ほどの
保殿の七滝
ななたき



CONTENTS

- | | |
|-------|-----------------|
| 1～5 | 平成25年度 税制改正要望事項 |
| 6 | 平成25年度 税制改正提言活動 |
| 7 | 平成24年分 年末調整案内 |
| 8 | とよた産業フェスタ出展 |
| 9 | 青年部会 |
| 10～11 | 女性部会 |
| 12～13 | 支部紹介(下山支部) |
| 14 | 豊田警察署からお知らせ |
| 15 | 市民税課からお知らせ |
| 16～17 | 知って得する税に関するQ&A |
| 18～19 | はじめよう! e-Tax |
| 20 | 豊田法人会行事予定 |
| 21 | 新会員紹介／異動連絡票 |

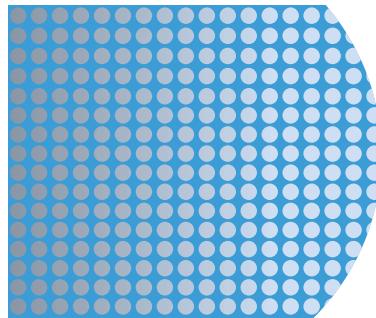
ポスターが
新しくなりました。



ポスターが
新しくなりました。

今年の春からポスターの
デザインが変わりました。
前回に引き続き、イメージ
キャラクターは、元プロテ
ニスプレーヤーの杉山愛
さんです。

※今回のポスターには豊田法人会の
会員が写っています。



平成25年度 税制改正

〈要望事項〉

第29回 法人会全国大会 兼 税制改正要望大会

北海道大会

平成24年10月11日
釧路市民文化会館

第29回 法人会全国大会兼税制改正要望大会が、去る10月11日(木)全国から関係者が多数出席する中、釧路市民文化会館で開催された。第1部では、片山善博氏による記念講演が行われた。続いて第2部の式典では、全国法人会総連合会(以下「全法連」)池田弘一會長の挨拶、続いて国歌斎唱及び、来賓紹介並びに主催者挨拶のあとご来賓祝辞を頂戴した。その後、全法連・金田副会長より「平成25年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等があった。要望事項の抜粋は次のとおりである。



平成25年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1 社会保障制度に対する基本的考え方

- わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められているが、今回の消費税率引き上げにより「負担」面で一定の改善がなされる。
- しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれており、その抑制が重要になってくる。そのためには過剰なばらまき的給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底するしかない。
- 積み残された社会保障分野の諸課題については、社会保障制度改革国民会議で議論することとなっている。同会議においては透明性の確保と 국민にわかりやすい議論が求められる。
- (1)今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。
- (2)年金については抜本的な施策の検討が必要である。
- (3)給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医療品(ジェネリック)の使用促進をはかるべき。
- (4)医療は成長分野としても位置付けられており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある。
- (5)介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す給付のあり方に見直すべき。
- (6)生活保護給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。
- (7)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税の税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施に伴う円滑化対策やいわゆる逆進性対策については、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。
- (1)税率を引き上げる際には景気への配慮が必要である。
- (2)価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める。
- (3)当面(税率10%程度までは)単一税率が望ましく、インボイスの導入も不要である。
- (4)政府は低所得者対策として「複数税率」「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、給付の対象や方法を十分に考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

4 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源を確保するためとはいっても、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何よりも重要である。

3 財政健全化に向けて

- 消費税の引き上げが決まったことで、わが国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は消費税10%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。
- それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮される。改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めるとともに、各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

5 今後の税制改革のあり方

- わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過したが、その間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進展した。
- 社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。
- その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中、法人税率のさらなる引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6 共通番号制度の導入について

- 今後個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。
 - (1)制度の創設、維持にかかるコストの明確化
 - (2)税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備
 - (3)税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正につなげる

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一步前進したが、アジア・欧州各国との税率格差は依然として大きい。
- こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
 - (1)法人実効税率30%以下の早期実現
 - (2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2 事業承継税率の拡充

- わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
- 社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。
 - (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - (2)親族外承継に対する措置の創設
 - (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

3 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める
- (2)交際費課税の見直し
 - ①損金不算入割合10%の撤廃
 - ②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
 - ③社会通念上、相当な慶弔費(1件当たり1万円程度)については、交際費の対象から除外する
- (3)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は原則損金算入
 - ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

平成25年度 税制改正に関する提言(要約)

■ 基本的な課題

III 国と地方のあり方

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき
- (2) 事業仕分けの手法を地方においても広く導入すべき
- (3) 手当などを含めた地方公務員の入件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき
- (5) 行政委員会の委員は月1～3回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう
- (6) 地方の自立・自助を推進する観点から、地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき

IV 震災復興

○被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じよう求める。

V その他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

■ 税目別の具体的な意見

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
- (2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべき
- (3) 各種控除制度の見直し
- (4) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策

3. 金融所得一体課税

法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止

2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直しすべき

消費税関係

1. 消費税の滞納防止

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - ① 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
 - ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
 - ③ 償却資産の評価方法は、法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき
また、将来的には償却資産に対する課税は廃止も検討すべき
 - ④ 土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき
4. 法人に対する安い法定外目的税はかすべきでない

その他

1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告について


平成25年度 税制改正に関する提言(要約)

提言 手交

平成24年
10月24日
(水)

平成25年度税制改正に関する提言を手交しました。
三浦俊宏当会税制委員長が

次の方々に平成25年度税制改正に関する提言を手交しました

衆議院議員

古本伸一郎

豊田市長

太田 稔彦

豊田市議会議長

梅村 憲夫

みよし市長

久野 知英

みよし市議会議長

伊藤 邦洋



衆議院議員 古本伸一郎 ※写真は代理人



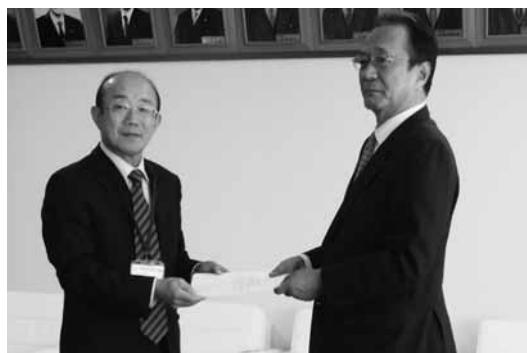
太田市長



久野市長



梅村議長(中央)



伊藤議長 ※写真は代理人

豊田税務署から
ご案内

平成24年分の 年末調整等説明会

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には、11月上旬に郵送でお届けする「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。

日程表

開催月日	開催時間	開催場所	対象者
11月19日(月)	13:30~15:30	みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方
11月20日(火)	10:00~12:00	豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の先頭が 「あ」~「た」の方
	14:00~16:00		豊田市の方で住所地 町名の先頭が 「ち」~「わ」の方

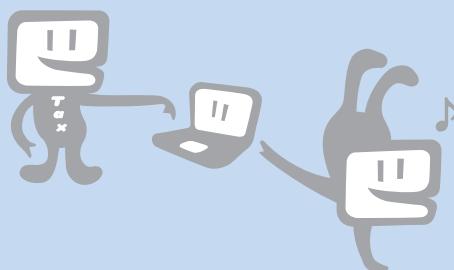
年末調整は……

きっちり確認!

しっかり控除!

にっこり家族!

年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。



ご不明な点は豊田税務署 源泉所得税担当までお問い合わせください
TEL 0565-35-7779 (直通)

豊田法人会活動報告

9月29日に行われたとよた産業フェスタに出展し、法人会のアピールを行ってきました。女性部会のチャリティー呈茶、青年部会の租税教室、とともに大盛況に終わり、多くの人に豊田法人会を知っていただく成果となりました。

〈とよた産業フェスタとは〉

豊田市・金沢市・東海環状自動車道沿線都市の企業・団体が集結し、産業及び消費諸活動、市事業を紹介する事で、産業への市民の関心を高め、活性化を図ることを目的にしたイベント事業です。

出展
しました

とよた産業フェスタ Toyota city Industry Festa 2012

2012.9.29 (sat)



青年部会 活動報告

私たち青年部会は、税法、経理、経営の相互研究と、会員相互の啓発と親睦をはかり、併せて(社)豊田法人会の目的および事業に積極的に協力できる部会を目指し、活動をいたします。次代を担う若手経営者の方や、中堅幹部社員として活躍しておられる方に集っていただき、新しい未来に向け研鑽しましょう。



事業報告

講演会

地方発ヒット商品の作り方

きた むら もり
北村 森氏

8月24日(金)に会員以外にも呼びかけを行い、58名の参加をいただきまして講演会を開催しました。

講師には元日経トレンディの編集長で、現在はフリージャーナリスト、テレビ・ラジオのコメンテーターとしてご活躍されている北村森氏をお招きしました。講演では独自の視点からヒット商品の解説をしていただくなど、「なるほど」と思わせる楽しい講演となりました。



租税教室

9月29日



とよた産業フェスタ2012の法人会ブースにて、子どもたちに税金への関心を図るための租税教室を開催いたしました。



教室は予想以上の640人の来場に、用意していた景品や問題用紙を追加するなど、とても盛況に終わりました。

視察研修旅行

10月19日・20日



10月19日(金)、20日(土)に視察研修旅行を開催しました。

視察研修先は伊那食品工業「かんてんぱぱガーデン」、安曇野ワイナリー、大王わさび農場などを見学して参りました。

特に伊那食品工業では、会社の信念、人材の育成方法など、感銘を受けるものばかりで、とても勉強となる視察研修となりました。

女性部会 活動報告

サマー講座

平成24年8月22日

8月22日に豊田税務署長の講話を頂きました。『ワイルドだ税』の演題にどのようなお話か楽しみに拝聴しました。

前任地の部署でのお仕事を中心とした内容でしたが、私たちにも理解できるようにお話され大変勉強になりました。又、署長の趣味が、「勉強とガーデニング」と聞き驚きました。

二部では、西川流の西川まさ子先生による日本舞踊を参考とした健康体操「NOSS」の指導がありました。[N日本〇踊りSスポーツSサイエンス]の頭文字から命名されたとのことでした。

会場でみんなが踊りだしたのですが、手はバラバラ足・腰はフラフラで大変な姿でした。認知症予防・体力維持に効果があるとのこと、日頃の運動不足解消のためこれから毎日少しづつ頑張りたいと思いました。

女性部の皆様は、お元気でますます元気になる講座でした。ありがとうございました。

福岡浩子



秋の交通安全

平成24年9月21日



「国道248号 3,000人大立哨」に今年も参加致しました。3,000人全員が黄色帽子を着帽し、一列に並び交通安全を呼びかけました。

女性部会はピンクのブルゾンを着用し、整列して目立っていましたようにも思いました。

地域に協力できる女性部会として今後もお役に立ちたいと思います。

事務局

チャリティ呈茶

9月29日

昨年に引き続き、とよた産業フェスタにてチャリティを目的としたお茶席を開催しました。

台風の影響で、2日間の予定が1日になってしましましたが、昨年同様、多くの人たちの温かいお気持ちをいただくことができました。



平成9年に制定されたロゴマークは、女性部会の8ブロックの強い絆を表現しています。

女性部会研修旅行

平成24年9月24・25日

暑さ寒さも彼岸まで、古人の言葉にうなづくしかありません。

晴天で、暑くも寒くもない9月24・25日、富山県雨晴温泉への一泊旅行。

初日は安八郡にある「エフピコ中部リサイクル工場」を見学。次は車中にて山田専務による税務研修、高岡山瑞龍寺の参拝、ホテルまでの美しい景色に心が弾みます。そして、今晚のお宿は見晴らしの大変良いところで、窓からの富山湾を自分一人で独占気分(但し1軒だけのホテル)残念ながら、立山連峰・日本アルプスは、恥ずかしそうに顔を見せませんでした。

北陸の天気は変わりやすいとは……一日に何度も降ったり、晴れたりとめまぐるしく変わる天候を実感し、また、冬場の雨晴海岸をもう一度見てみたいとの気持ちを残しての帰路でした。

神谷満佐枝



ふれあいメッセージ

私はコミショウだから

若い人たちの間で「私はコミショウだから」と話しているのを聞いて、何の略語なのかと思い質問をしてみたら「コミュニケーション障害」と言った。新しい環境になった時、人見知りで会話に困る・どう接したらよいか不安であるという性格のことらしい。いつでもすぐに打ち解けて会話の弾む人もまれにいますが、多くの人は新しい環境や初めての人との会話には緊張し、戸惑いながら色々考え、対応していくものと思います。はじめから「コミ障」と前置きをしてしまえば一時的に気持ちが楽になるのか、若者たちを観察していると特に問題のない様子である。初対面の人への挨拶の一つなのか、おまじないの台詞のようで、障害などというものは全くない。ほっとひと安心した。しかし、省略語がどんどん出てくるのにはなかなかついていけない昨今です。



渡辺 恵理

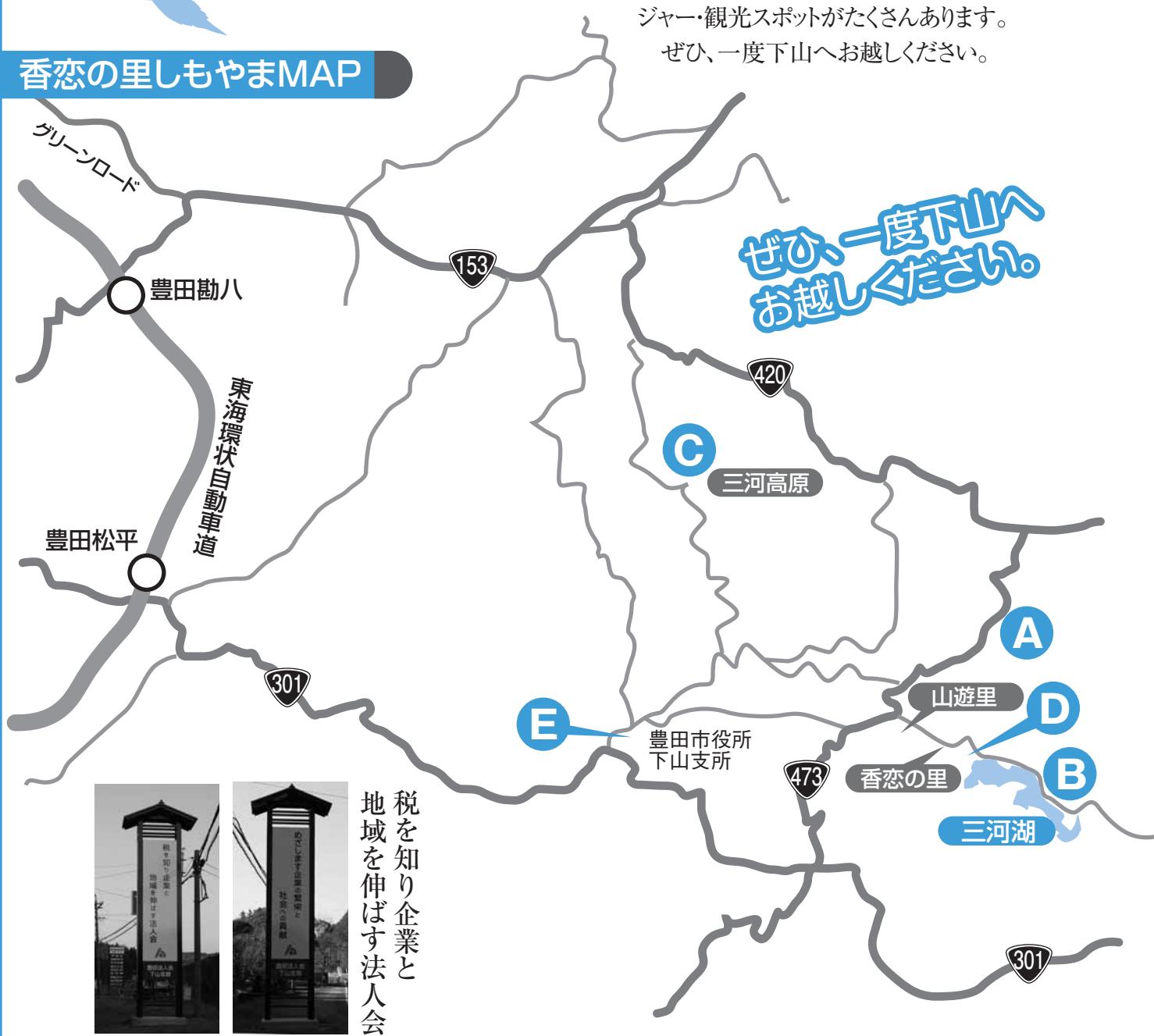
支部紹介

下山 しもやま



支部長
中根 真治
(株)大正屋

香恋の里しもやまMAP



豊田法人会下山支部は会員58名です。
主な活動では、年に1回の研修旅行を行
い、昨年は大塚製薬の見学と御前崎へ行つ
てきました。商工会や観光協会など、各種団
体と連携し、地域の行事にも積極的に協力
し、地域とのつながりを大切にしています。

法人会のアピールとして、国道301号線沿
いに案内看板の設置を行い、今後一層の会
員増加を目指して積極的な活動を進めてまい
ります。

下山地区は豊かな自然に恵まれたレ
ジャー・観光スポットがたくさんあります。
ぜひ、一度下山へお越しください。

四季折々の 風景美しい下山

A 保殿の七滝

およそ300mに及ぶ野原川の上流“一の滝”から最下流“七の滝”まで、さまざまな落差を持った七つの滝があります。
変化に富んだ滝の流れが織りなす渓谷美。
四季折々で様々な滝の風景を楽しめますが、特に秋の紅葉は息をのむ美しさです。



紅葉は11月中旬から
見頃です

B 三河湖

三河地方をうるおす愛知県下最大の灌漑用人造湖で、周囲は変化に富んだ自然がいっぱい。一周16キロのドライブコースや休憩所や散策路も。



C 三河高原

標高600mのなだらかな高原。牧草地には牛の群れ、林間には小鳥のさえずりが聞こえるのんびりした風情。



D 香恋の館

三河湖から流れる巴川の畔にある「水車と香りのテーマ館」。地元の食材を使った軽食や香り体験もでき、芝生広場や散策道、無料ドッグランなどもあり、のんびりしながら楽しいひとときを過ごせます。



E 鯉恋まつり

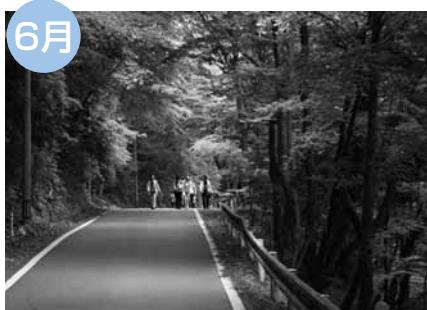
子どもたちが絵の具で手形を押してウロコを描く「巨大こいのぼりづくり(全長15メートル)」が人気のイベントです。

できあがった巨大こいのぼりがクレーンで吊り上げられ、大空を泳ぐ様子は圧巻です。



B 三河湖 ウォークラリー

4人1組で三河湖周辺の約9Kmを歩きます。各チェックポイントでは、郷土食材を使ったアイデア料理や、ユニークなゲームを楽しむことができます。



E よってらっ祭 みてらっ祭

香恋の里しもやまの秋祭り。恒例となったジャンボ五平餅は、長さ20m、1700人分もの大きさがあります。ほかにも、手作り体験や各種ショーやゲームなどが行われ、多くの人々でにぎわいます。



豊田警察署生活安全課から〈お知らせ〉

豊田署管内(平成24年1月～9月)

空き巣多発!!

194件
(昨年比+64件)

豊田市/157件
みよし市/37件

昨年の
1.5倍!

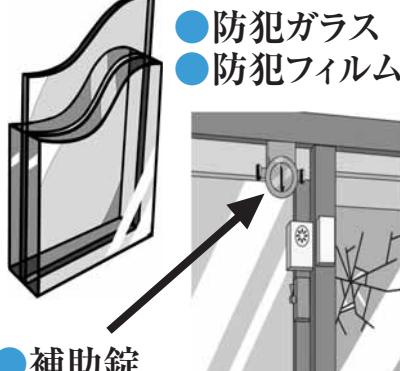
ドロボウが嫌がる4原則



侵入されるのに時間のかかる鍵の活用!



- 防犯ガラス
- 防犯フィルム



●補助錠
窓に有効な主な防犯グッズはこれ!!
複数の対策で犯行時間をかけさせることがポイント!!



ドロボウは顔を覚えられることを嫌がります!人に会ったらあいさつを!!
ドロボウは犯行場所を下見します。

不審な人を見かけたら
110番通報を!!

住民同士の声掛け、不審者への動向監視を!



警報機、犬、防犯砂利で周囲に侵入を知らせる!



ドロボウは音を嫌がります。
敷地内に入ってきたことを周りに気付かせる防犯砂利やセンサーラームも効果的!!



センサーライト等で自宅やアパート・マンションの周囲を明るくしましょう

ホームセンター等で自分で取り付けることができるものも販売しています



コレは基本!! 鍵は確実に掛けましょう。無施錠での被害もあり!!

給与支払報告書の提出は、 インターネットでお願いします!

エル タックス
eLTAX
地方税ポータルシステム

を利用すると便利なこと



市役所へ給与支払報告書を持参・郵送する手間がかかりません

エルタックスなら提出のために市役所へ行く必要はありません。また、インターネットを使用するので、いつでも送信でき、郵送の費用もかかりません。

複数の市町村へまとめて送信することができます

全従業員の給与支払報告書を一括して送信の処理を行えば、エルタックスがそれぞれの提出先の市町村に振り分けて送信しますので、今まで市町村ごとに給与支払報告書を仕分けしていた作業が不要になります。(愛知県・岐阜県・三重県内の全ての市町村が、エルタックスによる提出に対応しています。)また、各市町村に提出していただいた総括表の作成も不要です。

給与支払報告書の計算間違いが防げます

エルタックスには、無料の給与支払報告書のソフトが用意されています。これを使えば所得や控除計算も自動計算されますし、そのまま送信することもできます。なお、市販の給与ソフトでも、エルタックス対応のものであれば送信することができます。

※エルタックスを利用するためには電子証明が必要です。

その他の

従業員の就職の際に提出する「特別徴収への変更依頼書」、退職の際に提出する「給与所得者異動届出書」や「法人異動届出書」、「法人市民税申告書」、「事業所税申告書」、「固定資産税(償却資産)申告書」などもエルタックスにより提出することができます。

また、豊田市では、昨年の12月から特別徴収の個人市県民税と法人市民税をインターネットで電子納税していただけるようになりました。

上記に関するお問合せは、豊田市役所 市民税課まで 電話0565-34-6617
エルタックスの利用手続き、操作方法は エルタックスホームページに
詳しく掲載されています。⇒ <http://www.eltax.jp/>

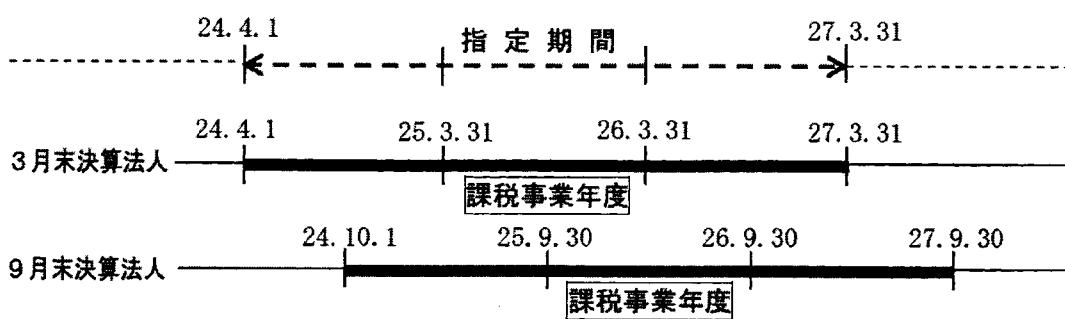
知っていて得する 税に関する Q & A

復興特別法人税について

復興特別税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

- ◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、復興特別法人税制度が創設されました。これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内にある最初の事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日に属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。

《イメージ図》



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同時期に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書の別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

- ◎ 復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に掲載しております。
- ◎ ご不明な点は、豊田税務署にお問い合わせください。

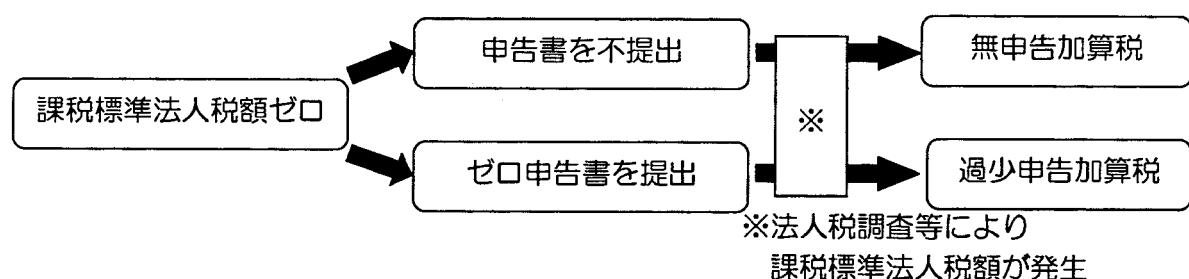
豊田税務署 TEL0565-35-7777（ガイダンスにしたがって、「1」を選択していただくと電話相談センターにつながり、税務相談室の職員がお答えします。）

●復興特別法人税に関するQ&A

Q 当初申告において、課税標準法人税額がなかったため、復興特別法人税申告書の提出をしていませんでした。

その後、税務調査があり、課税標準法人税額が発生した場合の加算税の取扱いは、どのようになりますか。

A 復興特別法人税申告書の提出は、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、提出する必要はありませんが、その後の調査等により、課税標準法人税額が発生した場合には、当初の復興特別法人税申告書の提出の有無により、下図のように加算税の取扱いが違ってきます。



《税務署からのお知らせ》

平成 26 年 1 月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得合計額にかかわらず、これらの所得を生すべき業務を行う全ての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧いただけます。豊田税務署までお問い合わせください。

豊田税務署 Tel0565-35-7777（ガイダンスにしたがって、「1」を選択していただくと電話相談センターにつながり、税務相談室の職員がお答えします。）

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



平成24年分の確定申告に向けて

確定申告は自宅からインターネットで！



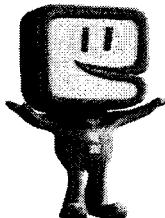
e-Taxで申告をすれば、申告会場に行く必要がなく、税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができるので、とっても便利！

名古屋国税局では、平成24年分の確定申告に向けて、e-Taxの利用方法等について、メール配信によりご案内します。

メールの配信を希望される方は、以下の方法によりメールアドレスの登録をお願いします。

登録方法

パソコンのメールソフトで



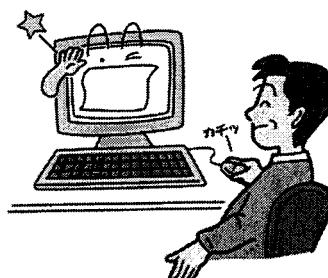
e-tax24@nag.nta.go.jp

に空メールを送信するだけ！

※件名、本文には入力しないでください。

ご利用に当たっては

- 携帯電話等のメールアドレスは、ご利用いただくことはできません。
- メールは、回線上の問題等により配信できない場合がありますので、予めご了承ください。
- 登録いただいた個人情報は、当該メール配信及びアンケート集約以外の目的で使用することはありません。
- ◎ ご不明な点は、豊田税務署にお問い合わせください。
豊田税務署 Tel0565-35-7777（ガイダンスにしたがって、「1」を選択していただくと電話相談センターにつながり、税務相談室の職員がお答えします。）



ダイレクト納付があすすめ！



国税「ダイレクト納付」のメリット

電子申告等をした後に簡単なクリック操作で納付手続きができるため大変便利です！

いつでも 簡単な操作で、即時または指定した日に納付可能！

どこでも 自宅やオフィスにいながら外出せずに納付可能！

あんしん 現金の持ち運びが不要！（金融機関によって納付可能金額が異なります）

かんたん インターネットバンキングの契約は不要！

国税「ダイレクト納付」のご利用方法

※詳しいご利用方法は国税庁HPでご確認ください。

1 【事前届出】 国税庁・金融機関との三者間契約を締結！



●届出書*の提出先：所轄の税務署

届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

(初めて「e-Tax」を利用する場合は、e-Tax利用開始のための手続きも必要です。)

*国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

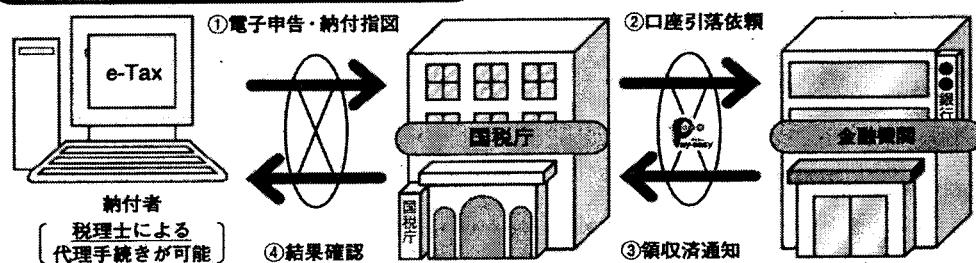
2 【e-Tax手続】 e-Taxを利用して電子申告データ等を送信！



簡単なクリック操作で電子納税手続きを行うことが可能！

●国税「ダイレクト納付」では、納付期日の指定が可能です！

国税「ダイレクト納付」の仕組み



記事提供：豊田税務署

eLTAXの電子申請・届出が可能になりました！

電子申告、電子納税とあわせて、是非ご利用ください。

◆愛知県でご利用いただける手続き

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の

○法人設立／設置 届出書

○異動届

○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書

○申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）

地方税の 電子申告、電子納税 を行うには

エルタックス
eLTAX

詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。（www.eltax.jp/）

お問い合わせは、eLTAXヘルプデスクまでお願いします。

電話 0570-081459 (IP電話等をご利用の場合 03-5765-7234通常通話料金)

受付時間 月～火 8:30～21:00 (土、日、祝日、年末・年始を除く)

記事提供：愛知県豊田加茂県税事務所

(社)豊田法人会関係行事予定表《平成24年11月以降》

(平成24年10月末現在)

月	日	曜	時間	会議／行事名	開催場所
11月	13	火	14:00	税務会計講座	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	13	火	14:00	調査部所管法人税務研修会(岡崎)	岡崎
	14	水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	14	水	13:00	高橋松平支部・研修旅行(~15日)	養命酒駒ヶ根工場
	15	木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	15	木	15:00	納税表彰式	名鉄トヨタホテル
	19	月	14:00	広報委員会兼会報編集会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	20	火		高岡支部・研修旅行	未来工業株式会社
	20	火	14:00	女性部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	22	木	11:00	厚生委員会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	22	木	11:30	福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	27	火	14:30	青年部会・正副部会長会議	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	27	火	16:00	青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	28	水	14:00	業種別(自動車部会)税務研修会	豊田産業文化センター 4F 大会議室
12月	6	木	18:00	上郷支部・税務研修会	上郷コミュニティセンター ふれあいホール
	10	月	14:00	組織委員会兼支部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	10	月	15:00	正副支部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	10	月	16:00	法人会活動研究セミナー検討委員会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	13	木	14:00	資産税セミナー	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	14	金	13:30	高岡支部・支部大会&税務研修会	高岡コミュニティセンター
	18	火	16:00	女性部会・役員研修会	ホテルトヨタキャッスル
	19	水	10:30	広報委員会兼会報編集会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	19	水	12:00	広報委員会兼会報編集会議懇談会	豊田産業文化センター レストラン
	8	火	14:00	税務会計講座	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
1月	9	水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	10	木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	11	金	14:00	総務委員会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	15	火	14:00	決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	16	水	14:00	正副会長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	16	水	15:00	常任理事会	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	24	木	16:00	理事会	ホテルトヨタキャッスル
	24	木	17:15	理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル
	25	金	16:00	青年部会・正副部会長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室206
	28	月	11:00	女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキャッスル
	12	火	14:00	税務会計講座	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
	13	水	14:00	法人税セミナー(初級)	豊田産業文化センター 4F 視聴覚室
2月	14	木	14:00	法人税セミナー(上級)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	1	金	14:00	広報委員会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	4	月	14:00	税制委員会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
3月	5	火	12:00	豊南支部・大会&講演会	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202

入会・会費のご案内

会員になるには

「入会申込書」にご記入のうえ、直接または紹介者を経由して当会事務局までお届けください。

※第35回通常総会で承認され、平成24年度から定款第11条に規定する年会費の金額が右のとおりとなっています。

※準会員及び特別準会員の会費は、平成26年度から改訂されます。

準会員とは

- 支店・営業所・出張所等
- 宗教法人・公益法人・人格なき社団等の出資金のない法人等
- 基幹会員(親会社等)と代表者を同じくする子会社等

特別準会員とは

- 基幹会員(親会社等)と代表者及び本店所在地を同じくする子会社等

準会員・特別準会員の会費は平成26年度から3,000円に改訂

資本金	正会員(年額)
100万円未満	3,000円
100万円以上	6,000円
500万円以上	10,000円
1,000万円以上	11,000円
3,000万円以上	15,000円
5,000万円以上	24,000円
1億円以上	50,000円
5億円以上	90,000円
10億円以上	150,000円
100億円以上	300,000円
500億円以上	300,000円
1,000億円以上	400,000円
準会員	1,000円
特別準会員	会費免除

会員名 _____

登記事項等異動連絡票

異動日 平成 年 月 日

異動事項	変更前	変更後
所 在 地	(〒 - - -)	(〒 - - -)
フリガナ 法 人 名		
フリガナ 代 表 名		
電 話 番 号		
FAX No.		
資 本 金	万円	万円
業 種 目		
組 織 変 更		
決 算 期	月 期	月 期
そ の 他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(社) 豊田法人会事務局 豊田市小坂町1-25 豊田商工会議所会館4F
電話 0565-33-1314 FAX 0565-33-6230

受付

----- キリトリ -----

新会員ご紹介(平成24年6月~10月)

支部名	法 人 名	住 所	支部名	法 人 名	住 所
豊南支部	(株)藤助	豊田市御幸本町	七州支部	(有)丸雄	豊田市白山町
豊南支部	(有)豊和事務機	豊田市御幸本町	七州支部	(有)マルナカ青果	豊田市高崎町
豊南支部	(社)ゴーカウジングセンター とよたがーテン	豊田市秋葉町	七州支部	(株)大林組名古屋支店トヨタグループ室	豊田市土橋町
豊南支部	豊田共栄サービス(株)宝町営業所	豊田市宝町	高橋松平支部	(有)愛知スピードキング	豊田市上野町
豊田中支部	(株)アタシエガモウ	豊田市小坂町	高橋松平支部	(有)ケー・アイシー	豊田市岩滝町
豊田中支部	(株)英淑	豊田市神田町	高橋松平支部	(株)Kona	豊田市美里
豊田中支部	オケゲン不動産販賣(株)	豊田市挙母町	高橋松平支部	(株)システムファイブ	豊田市五ヶ丘
豊田中支部	(有)元亀屋	豊田市久保町	高橋松平支部	(株)三安堂	豊田市美里
豊田中支部	(有)小池牧場	豊田市西山町	高岡支部	前田道路(株)豊田営業所	豊田市西岡町
豊田中支部	(有)三瑛	豊田市三軒町	下山支部	豊田森林組合 下山支所	豊田市大沼町
豊田中支部	(有)秀豊	豊田市神明町	下山支部	(株)秀杵屋	豊田市花沢町
豊田中支部	(有)竹市	豊田市梅坪町	猿投支部	(株)アクティブ・クリエイト	豊田市上原町
豊田中支部	なのはな農園(株)	豊田市花丘町	猿投支部	合同会社FSN	豊田市保見ヶ丘
豊田中支部	BM&Wコンサルタント(株)	豊田市小坂本町	猿投支部	(有)大塚工作所	豊田市御船町
豊田中支部	間瀬建設(株)	豊田市東梅坪町	猿投支部	(株)本多商事	豊田市亀首町
豊田中支部	(株)酒楽 蕎麦つちや	豊田市元城町	猿投支部	(株)こいけやクリエイト	豊田市平戸橋町
豊田中支部	広中電機 豊田電材営業所	豊田市朝日町			
上郷支部	(株)長谷川鉄工所	豊田市鶯鴨町			
小原支部	(株)カワムラ家	豊田市北篠平町			
七州支部	(株)コーウテック	豊田市宮町			
七州支部	加茂水産(株)	豊田市高崎町			
七州支部	(株)幸和社	豊田市宮町			
七州支部	JINB(株)	豊田市広久手町			
七州支部	(株)羽根田事務所	豊田市小川町			



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



三河支社 豊田営業所/豊田市小坂本町1-5-10
(矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200



AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー

名古屋支店/愛知県名古屋市中区丸の内3-21-20
(朝日丸の内ビル9F) TEL 052-968-5200



発行日／平成24年11月12日

発行者／社団法人 豊田法人会

〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F
TEL (0565) 33-1314 FAX (0565) 33-6230
E-mail : main@toyotahojinkai.or.jp

ホームページ
<http://www.toyotahojinkai.or.jp>